

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年9月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第34号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「16万5,150円」を「16万6,950円」に改め、同項第2号中「7万790円」を「7万2,990円」に改め、同項第3号中「8万2,580円」を「8万3,480円」に改め、同項第4号中「3万5,400円」を「3万6,500円」に改める。

付則第3条第5項及び第6項中「100分の5」を「災害発生日における法定利率」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第11条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。